

条例改正

子育て世帯の負担軽減

令和5年4月1日から

国民健康保険被保険者に係る

出産育児一時金の支給額を引き上げ

年々増加する出産費用に対して、平均的な出産費用と近年の費用の伸びを勘案して、出産費用を賄える額に設定することで、子育て世帯の負担軽減につなげるものです。

《全員賛成》



増加傾向の出産費用に対応

現行	改正後
40万8千円	➔ 48万8千円

※産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は、1万2千円が加算され、最大で50万円の支給となります。



点検予定の稲葉貯水池（広馬場）

主な予算内容 ※万円未満切り捨て

歳入	
村税	1 5 7 7 万円
国からの交付税	6 3 0 6 万円
ため池耐震点検等の補助金	1 6 5 5 万円
財政調整基金の繰入金	▲ 1 0 9 4 万円
歳出	
児童保育費	1 2 4 3 万円
相馬原用水費	1 8 7 9 万円
教育施設整備基金積立金	2 億 2 9 9 8 万円

《全員賛成》

正算補予

令和4年度

一般会計

(13号)

5489万9千円
増額

年度末の事業確定見込みなどで増減補正

自然災害に備えてため池耐震点検など

国の第2次補正による普通交付税の追加のほか、収入額や事業費の確定や確定見込みに伴う増減、年度内に完了しない事業費を5年度に繰り越すものなどの補正予算が提出されました。